

学会誌への論文投稿時における利益相反(COI)の開示について

一般社団法人 日本人工関節学会 理事長 山本 謙吾
日本人工関節学会 利益相反委員会

2011年2月に公表、2017年3月に改定されました「日本医学会 COI 管理ガイドライン」に則して、日本人工関節学会では日本人工関節学会誌に論文を投稿する皆さまに利益相反(COI)の開示を行っていただいております。ご理解のうえ、よろしくお願いいたします。

開示する対象者

筆頭著者は、著者全員に関して、今回の論文投稿に際して研究に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について COI 状態の有無を開示してください。

開示の方法

筆頭著者は該当する COI 状態について、投稿原稿の本文の最後、References の前に過去3年間における論文内容と関連のある企業との利益相反(COI)状態を項目別に基準額以上の場合に開示してください。開示書式は、「COI 開示様式」を参考にしてください。

開示すべき項目と基準額 (別表)

以下のいずれかに該当する場合は開示してください。

1. 企業・法人組織や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合。
2. 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。
3. 企業・組織や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上の場合。
4. 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合。
5. 企業・組織や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合。
6. 企業・組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から研究(受託研究費、共同研究費など)に対して支払われた総額が年間100万円以上の場合。
7. 企業・組織や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄附金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部署(講座・分野あるいは研究室)の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合。
8. 企業・組織や営利を目的とした団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合。
9. その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や営利を目的とした団体から受けた総額が年間5万円以上の場合。

ただし、6・7については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部署(講座、分野あるいは研究室など)へ研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業や営利を目的とした団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合。

なお、当該論文の研究に対して、営利を目的としない団体又は企業、営利を目的とした団体から受けた金銭、物品、研究協力等の援助がある場合は、内容を明示してください。

COI 開示様式

<論文投稿時に申告すべき COI 状態 (過去 3 年間) がない場合>

COI 開示

論文内容に関連し、著者らに開示すべき

COI 関係にある企業などはありません。

<論文投稿時に申告すべき COI 状態 (過去 3 年間) がある場合>

著者ごとに、論文内容に関連して企業等とのCOI状態が開示基準額以上であれば、過去3年間をまとめて、本文末尾に企業名を記載する。

| | |
|--|--|
| ①顧問: ②株保有・利益: ③特許使用料: ④講演料: ⑤原稿料: ⑥受託研究・共同研究費: ⑦奨学寄附金: ⑧寄附講座所属: ⑨贈答品などの報酬: | 著者ごとに、過去3年間を一括して COI開示 (COI disclosure) ・東京太郎:A製薬、B製薬、C製薬、D製薬 ・京都次郎:B製薬 ・東京花子:A製薬、C製薬、F製薬 |
|--|--|

↑ 開示すべき内容があれば記載

投稿原稿の本文の最後、References の前に記載。

著者ごとに、過去 3 年間を一括して、著者名とその企業名を記載する。